

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

被害回復

(株)ZERUTA 被害回復訴訟（2021年9月1日現在の進捗状況）

給料ファクタリング事業者(株)ZERUTA に対し賃金債権の引き渡しとして支払った金額の返金を求める被害回復訴訟の2段階目の授権手続について、7月30日で書類提出を締め切りました。

9月中旬にさいたま地方裁判所第3民事部に債権の届け出を行なう予定です。

なくす会として差押え可能な金額は、授権手続き開始当初150万円を想定していましたが、約193万円となりました。今後の第2段階の裁判を経て、授権いただいた参加者の被害総額で按分した金額の返金手続きに進む予定です。

なお、返金額の目安は、被害総額の約10%（手続き参加費用、なくす会への報酬を含む）となる予定です。



差止請求

申入れ活動を行っている事案について（2021年9月1日現在）

事業者	概要
(株)エムアンドエム	(男性用化粧品定期購入トラブル等) ⇒表示の修正を求め、再申入書を送付しました。
(株)Oz	(トレーニングジム中途解約トラブル) ⇒契約条項の修正を求め、再申入書を送付しました。
(株)ヘルスアップ	(肌ケア商品定期購入トラブル) ⇒表示の修正を求め、再申入書を送付しました。
アマゾンジャパン合同会社	(アカウント停止トラブル) ⇒利用規約一部条項について文言の変更を求め、申入書を送付しました。
ユリカハウス(株)	(火災保険申請・建物修理) ⇒業務委託契約書、チラシ、ホームページの記載および勧誘方法の修正を求めて4月に申入書を送付しましたが、8月末現在、回答がありません。
(株)ツインガーデン	(ダイエットサプリ定期購入トラブル) ⇒表示の修正を求め、再申入書を送付しました。
(株)オークファン	(オークション相場検索サイト) ⇒利用規約の修正を確認できたため、申入れ活動を終了しました。

他、不用品買取事業者に対する申入れを行っています。

当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

アンケート・めやすばこ「成年年齢引下げ」「特商法改正」

埼玉消費者被害をなくす会の活動委員会では、今年度も「消費者被害アンケート・めやすばこ」を実施します。10月中旬に当会ホームページにアップ予定です。ぜひご協力ください。

テーマ：「成年年齢引下げについて」「特商法及び預託法改正について」
※いずれも、トラブル回避に向けた啓発を主な目的としています

適格消費者団体連絡協議会が開催されました

第31回適格消費者団体連絡協議会が、9月4日13時30分よりオンラインにて開催され、全国の適格消費者団体などから159名が参加しました。

とちぎ消費者リンクの服部さん、白土さんの司会で、まず消費者庁消費者制度課による「消費者契約法に関する検討会の状況」、「特例法に関する検討会の状況」についての報告がありました。次いで「被害回復手続の報告」として、消費者機構日本、埼玉消費者被害をなくす会が報告し、「差止請求の報告」として、定期購入関係及びその他訴訟事案について、7事例が報告され、それぞれについて質疑応答が行われました。

次回は2022年3月に開催予定です（佐賀またはオンライン）。



第57回埼玉県消費者大会（全体会及び分科会）のご案内

日時：2021年11月9日（火）10時30分～15時30分

全体会 10:30～12:30
YouTubeライブ配信（限定公開 要申込）

- 基調報告、埼玉県への要請
- 記念講演「循環型の地域社会づくり
～再生可能エネルギーの取り組み事例から～（仮）
講師 山口 豊さん（テレビ朝日アナウンサー）



お申し込みは
こちらから
<https://forms.gle/hA913aoNdyfLJyp99>



分科会 14時～15時30分
Zoom参加（下記2つの分科会からお選びください）

消費者課題の分科会

「最期を迎える時までにはやっておくこと」（仮）
講師：恒川照美さん（司法書士）
生前に整理しておく、残された家族・知人が困らないで済むことも多くあります。
お金のこと、葬儀のこと、デジタル遺産、契約していた保険や互助会など、トラブルになりやすい事柄について教えていただきます。

食の分科会

「ゲノム編集、遺伝子組み換え食品について」（仮）
講師：井上駿さん
（技術士事務所井上農研代表）

【お問合せ】 実行委員会事務局 TEL048-844-8971（月～金 10時～16時）

【主催】 第57回埼玉県消費者大会実行委員会 【後援】 埼玉県

消費者力アップ学習会 Vol.1 「ネット広告、ここに注意！」を開催しました

2021年9月2日(木)10時より、オンライン（Zoom）にて、笠井北斗氏（一般社団法人 日本アフィリエイト協議会代表理事）を講師に迎え学習会を開催、全国各地から49名が参加しました。

笠井氏は、アフィリエイト・サイト運営者(アフィリエイター)、広告主、アフィリエイト・サービス・プロバイダー(ASP)、そして広告代理店などと協力しながら、業界の健全な発展と普及、消費者利益と事業者利益の共存と成長を図るための活動をする業界団体の代表理事として、日々尽力されています。今回は、広告や動画を見せていただきながら、広告の見方、広告を見る際の注意点についてお話いただきました。



【概要】

- 広告市場は総広告費 6 兆 1,594 億円。そのうち、ネット広告は 2.2 兆円（全体の 36.2%）。広告方法にも種類があり、予約型（主に固定費型のネット広告）、運用型（主にクリックや表示など回数課金型のネット広告）、アフィリエイト（成果報酬型）などがある。
- それぞれに、広告かどうか判別できない投稿や動画、インフルエンサーによる虚偽誇大広告、虚偽ねつ造ネット広告やコンプレックス広告などの問題があり、健康食品や化粧品などで消費者トラブルが増えている。
- インターネットを見る人の性別、年齢、閲覧する内容、閲覧する時間帯、使用する機材によって表示される広告が変わる。特に、消費者の誤認がうまれやすいスマホサイトを作成する一部悪質な通信販売事業者が存在しているため、スマホサイトには注意が必要。
- 特に注意が必要なネット広告ジャンルは「美」と「金」に関すること。ホームページ下部にある「特定商取引に関する法律に基づく表記」を必ず確認し、電話番号や住所、国税庁法人番号サイトで確認したり、「永久保証」などの返金条件を確認したりすることが重要。ネット広告のうち、異様に安かったり、購入を急がせたりするような広告があったら、購入を控えるのもトラブル防止には大切な行動。
- 10 歳から 20 代の若者が、SNS 経由で個別に勧誘され、悪質な儲け話（情報商材）でトラブルになるケースもあるので要注意。



【受講者の感想（一部抜粋）】

- ✚ どんな広告に気を付けなければいけないのか判断基準を知ることができました。
- ✚ 悪質なネット広告にあう被害がこれからも問題になると思うので、そもそもこういう業者が勝手にネットに広告を出せないような仕組みづくり(法的制限など)が出来ないものかと思いました。
- ✚ 普通に、詐欺罪ではないかと思うのですが、なぜ処罰されないのでしょうか。
- ✚ ネット広告に予約型・運用型・成果報酬型の3種類があることや、2024年に5,000億円の市場になることなど、知りませんでした。運用型が83%で業界団体がいないと聞いて、自主ルールがなければ、法規制・行政規制に動くことになるかと思いました。
- ✚ アフィリエイトやネットの基礎知識から、事例と見極め方、対処法まで、盛りだくさんな内容で、大変勉強になりました。騙される原因を知ることによって、騙されることがないように、今後も知識を増やして、日々アップデートしていきたいです。



民法改正って何？実はとっても身近で大切なこと

18歳成人で何が起こる？ みんなで理解を深めよう

日時：2021年10月9日(土) 10時～12時

会場：オンライン (Zoom)

講師：丹野 駿吾 氏 (弁護士)

参加費：無料

定員：90名 (要申込・先着)

申込締切：10/6 (水)

申込み：メールのみ (nakusukai.05@saitama-k.com)

件名を「10/9 学習会申込」とし、

お名前 (フリガナ)、緊急時連絡先を記載のこと

問合せ先：メール (申込先と同じ) または

電話 048-844-8972 (平日 10～16時・土日祝休)

成年になる年齢が18歳に引き下げられるということは、成人式の問題だけではありません。高校生が消費者被害に遭わないよう、きちんと学びましょう。



※留守番電話になっていることがあります。お手数ですがおかけ直してください

★★ 会員募集中！ 会員の皆様、会費の納入をよろしくお願ひします ★★

なくす会の活動をご支援いただく会員の方を募集中です。ぜひお知り合いの方にご案内ください。正会員は総会での議決権が発生します。会員の方にはニュースレターをお送りいたします。

会費につきまして、早めの納入にご協力をお願いいたします。

年会費 団体正会員：1万円、個人正会員：3千円

団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円

振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908

特非) 埼玉消費者被害をなくす会



寄付金での活動支援もお願いいたします (郵便振替でお願いいたします)

郵便振替口座番号 00140-4-357445

金額 0000 (ご寄附いただく金額)

加入者名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄附金」とご記入ください

ご依頼人 「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター (彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188 (いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)

